

つくば市告示第 258 号

つくば農業振興地域整備計画の変更について

つくば農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

なお、つくば市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までにつくば市に意見書を提出することができる。

おって、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告するものとする。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和 8 年 5 月 8 日から 15 日以内につくば市にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 4 月 6 日

つくば市長 五十嵐立青



1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 8 年 4 月 7 日から令和 8 年 5 月 7 日まで（土日祝日を除く。）

(2) 縦覧場所

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市経済部農業政策課

2 意見書の提出について

(1) 意見書の提出先

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市経済部農業政策課

(2) 提出方法

個人にあつては住所及び氏名、法人にあつては法人名、代表者氏名及び法人の所在地を記載し、提出する。

(3) 提出期限

令和7年5月7日

3 異議の申出について

(1) 異議の申出先

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市経済部農業政策課

(2) 申出方法

個人にあつては氏名及び住所、法人にあつては法人名、代表者氏名及び法人の所在地を記載した書面を提出する。

(3) 申出期限

令和8年5月22日



市町村整備計画変更理由書

I つくば農業振興地域整備計画の変更理由

申請地は、農用地区域の周辺部に位置し、土地利用の混在を生じる可能性も低く、整備計画全体への影響も軽微であると考えられる。(個別除外申請件数：13件)

また、地区除外等にあたり関係機関と協議した結果、計画実現の可能性が高く、周辺の農業用施設等に支障をきたすおそれもないことから変更はやむを得ないと判断した。

II 市町村整備計画変更後の概要

第1 農用地利用計画の概要

(1) 農用地区域を次のとおり変更する。

①農用地区域からの除外

整理番号	地区		変更前の面積 (ha)	変更後の面積 (ha)	農用地区域から除外又は編入する面積 (㎡)			変更に係る区域の範囲			除外の理由
	地区名	番号			登記	実施面積	計	大字	字	地番	
1	大穂	大B-4	159	159	3,433	996.43	996.43	篠崎	西畑	592番1の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
2	大穂	大A-9	25	25	1,827	1,827	1,827	大砂	南木塚	737番1	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
3	豊里	豊A-6	87	87	1,699	495.61	495.61	今鹿島	程島	3131番1の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
4	豊里	豊C-7	89	89	1,364	1,364	1,364	中東	南	170番	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
5	豊里	豊C-7	89	89	1,194	330.62	330.62	酒丸	西酒丸	3399番の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
6	豊里	豊C-6	25	25	675	98.57	413.22	遠東	坂町	1828番の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
					6,374	314.65		遠東	坂町	1829番の一部	
7	桜	桜B-7	50	50	1,529	498.11	498.11	金田	館下	2176番の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
8	桜	桜C-10	85	85	406	406	406	花室	儀量基	880番5	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
9	桜	桜C-2	35	35	1,101	434.57	499.05	妻木	諏訪ノ脇	833番1の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
					343	64.48		妻木	諏訪ノ脇	555番1の一部	
10	桜	桜A-1	212	212	1,496	1,496	1,496	栗原	谷向	3238番1	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
11	谷田部	谷A-4	15	15	1,983	480.24	480.24	羽成	上山	72番1の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
12	谷田部	谷E-7	9	9	1,332	407.10	407.10	西大沼	原前	683番1の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため
13	谷田部	谷E-7	9	9	1,332	482.27	482.27	西大沼	原前	683番1の一部	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に該当するため

(2) 農用地区域の概要

【変更前】

本地域内における現況農用地11,282.1haの内、集落に介在する農用地等4,555.6haを除いた6,726.5haのほか、農業用施設用地6.3haを含めた約6,732.8haについて農用地区域を設定する。

【変更後】

本地域内における現況農用地11,282.1haの内、集落に介在する農用地等4,556.5haを除いた6,725.6haのほか、農業用施設用地6.3haを含めた約6,731.9haについて農用地区域を設定する。

(単位：h a)

		農 用 地					混牧林地	農業用 施設 用 地	左以外 の山林 原野	そ の 他	合 計
		田	畑	樹園地	採 草 放牧地	計					
農振地域の現況 A		4,845.7	6,198.4	238.0	0.0	11,282.1	0.0	6.3	3,414.0	7,354.6	22,057.0
農計 用画 地利 用B	変更前	4,195.5	2,529.0	2.0	0.0	6,726.5	0.0	6.3	0.0	0.0	6,732.8
	変更後	4,195.5	2,528.1	2.0	0.0	6,725.6	0.0	6.3	0.0	0.0	6,731.9
B/A %	変更前	86.6	40.8	0.8	-	59.6	-	100.0	0.0	0.0	30.5
	変更後	86.6	40.8	0.8	-	59.6	-	100.0	0.0	0.0	30.5